

## 工 事 成 績 評 定 実 施 要 領

### (趣旨)

第1条 この要領は、琴浦町建設工事検査規程第12条、琴浦町建設工事成績評定要綱第8条の規程に基づき評定の方法を定めることを目的とする。

### (評定者)

第2条 評定を行う者は、次に定める者とする。

- (1) 監督員1 琴浦町財務規則第112条の規程による町長が指定した者
- (2) 監督員2 原則として「監督員1」の上司とするが、上司が困難な場合は他の課員建築一式工事で、建築士に監理を委託したときは工事担当者
- (3) 検査員 琴浦町財務規則第112条の規程による町長が指定した者

### (考査内容)

第3条 工事成績報告書における細目別の内容は以下のとおりとする。

項 目	細 別	考 査 内 容
1. 施工体制	I. 施工体制一般	施工体制及び施工管理体制の評価
	II. 配置技術者	現場代理人の職務執行に関する評価 主任（監理）技術者の技術的判断の評価
2. 施工状況	I. 施工管理	適切かつ効率的な施工及び品質、出来形管理を実施しているかどうかの評価
	II. 工程管理	適切な工程管理を実施しているかどうかの評価
	III. 安全対策	安全管理措置に関して、適切に実施しているかどうかの評価
	IV. 対外関係	対外調整、周辺環境対策等に対して適切に実施しているかどうかの評価
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	出来形管理結果についての評価
	II. 品質	品質管理結果についての評価
	III. 出来ばえ	構造物の仕上げや、すり付け等の出来ばえの評価及び機能の評価
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	他の類似工事に比べて、難度の高い条件に対して適切に対応したことを評価（請負者からの提案を評価）
5. 創意工夫	I. 創意工夫	工事全体を通して、現場に適用した工夫を評価（請負者からの提案を評価）
6. 社会性	I. 地域への貢献等	工事の施工に伴い、地域社会や住民に対する配慮等を評価
7. 法令順守	I. 法令順守等	事例により、指名停止、文書注意、口頭注意等により減点

## (評定の方法)

第4条 工事成績の採点は、様式1「工事成績採点表」により行う。

- 2 配点割合は、「監督員1」が40点、「監督員2」が20点、「検査員」が40点とする。
- 3 「工事成績採点表」(様式1)、「項目別評定点」(様式2)の算出は、「施工体制」(様式3)、「施工状況」(様式4)、「出来形」(様式5-1)、「品質(工種別1~4)」(様式5-2)、「出来ばえ(工種別)」(様式5-3)、「出来形及び品質のバラツキ等」(様式5-4)、「工事特性」(様式6)、「創意工夫」(様式7)、「社会性(地域への貢献等)」(様式8)、「法令遵守等」(様式9)、「説明資料」(様式10)により行う。
- 4 各チェックリストは、別に定める「考査項目別運用表」を参考にして記入する。
  - (1) 評価対象項目が工事の評価内容に該当し、評価の対象となる場合は、項目欄右の□へ「✓」マークを入れ、加点(評価)しない場合は、□を「空白」とする。  
また、評価しない理由を簡潔に余白部に記入する。
  - (2) 評価対象項目が工事の評価内容に該当せず、評価の対象とならない場合は、削除(対象外)として、実線を引く。
  - (3) 評価項目の対象数が少ない場合(数項目程度)の評価は、原則としてDとするが、対象数が2項目で、判定数が1項目及び対象数が1項目の場合についてはE評価とする。  
ただし、評価項目が少なくても、丁寧な管理であり、かつ現場も優れていれば、状況に応じてC以上の評価をする。

## (監督員1の評定)

第5条 監督員1は、「工事成績採点表」(様式1)の区分欄により、監督員1に区分されているものについて記載し、検査の際に検査員へ提出する。

- 2 「監督業務チェックリスト」は、原則として全ての工事に適用し、指示事項とチェック時期の記入を行う。
- 3 改善指示等があった場合は、口頭で注意を行い、これが速やかに(次回)改善されなかった場合は指示書で指示をする。(この段階で「口頭注意」となり、法令順守で減点をする。)それでも改善されない場合は、文書により改善指示を行う。(この段階で「文書注意」となり、法令順守で減点をする。)
- 4 指示書、文書の改善指示は、原則として7日以内の期限を明示する。
- 5 出来形、品質
  - (1) 出来形の評価において、多工種等で評定が困難な場合は、最大3工種に絞って評定できる。
    - ア 項目欄の「Ⅰ. 出来形」に、対象とした工種を最大3工種まで必ず記入する。
    - イ 多工種で評価した場合は、平均値で評価する。(下水道(開削)、上水道、コンクリート構造物、路床・路盤工、アスファルト舗装、土工等々から3工種)
    - ウ 対象となる工種が数量精査(出来形確認等)により、設計変更された場合(精算変更のため現場実測値がそのまま設計値となる場合は、例えば、バラツキが規格値の50%以内、又は80%以内で、AまたはB評価であっても、評定はD評価とする。  
この場合、D項目欄の横に「※数量精査による設計変更有り」と記入する。ただし、検査時に測定項目の不足、又は規格値を満足しないものなどが発覚した場合は、この限りでない。
  - (2) 品質の評価において、主たる工種がなく、多工種等で評定が困難な場合は、最大3工種に絞って評定できる。
    - ア 項目欄の「Ⅱ. 品質」に、対象とした工種を最大3工種まで必ず記入する。
    - イ 多工種で評価した場合は、平均値で評価をする。(下水道(開削)、上水道、コンクリート構造物、路床・路盤工、アスファルト舗装、土工等々から3工種)
  - (3) 出来形、品質管理で規格値、試験基準を一つでも超えるものがあれば、E評価とする。
- 6 創意工夫は、工事着手前に請負人から自主的に創意工夫に係る資料が提出され、それら項目が該当すると判断し、施工等に反映され、その効果が認められれば課内協議のうえ評価する。(事前提案がなければ評価しない。)
- 7 法令順守は、該当項目の□欄に「✓」マークを入れる。なお、記入に当たっては、監督員2及び検査員と協議を行ったうえで評価する。

### (監督員 2 の評定)

第 6 条 監督員 2 は、「工事成績採点表」(様式 1) の区分欄により、監督員 2 に区分されているものについて記載し、検査の際に検査員へ提出する。

#### 2 施工状況

(1) 工程管理は、該当項目を現場への臨場、実施工程表、工事履行状況報告書及び施工体制書類などを基に総合的に判断して評価する。

(2) 安全対策は、該当項目を現場への臨場、工事写真及び安全衛生関係書類などを基に総合的に判断して評価する。

#### 3 工事特性

(1) 施工計画書(変更を含む)にそのことが記載され、かつ事前に工事請負人から自主的に資料が提出され、それら項目が該当すると判断し、施工等に反映されていれば課内協議のうえ評価する。(事前提案がなければ評価しない。)

#### 4 社会性

##### (1) 地域への貢献等

ア 該当項目を現場への臨場、工事写真及びその他関係書類などを基に総合的に判断して、監督員 1 と協議を行ったうえで評価する。

5 法令順守は、該当項目の □ 欄に「✓」マークを入れる。なお、記入に当たっては、監督員 1 及び検査員と協議を行ったうえで評価する。

### (検査員の評定)

第 7 条 検査員は、「工事成績採点表」(様式 1) の区分欄により、検査員に区分されているものについて記載し「項目別評定点」(様式 2) を作成する。

#### 2 施工状況

(1) 検査員の考査項目は、監督員 1 の考査項目と類似、若しくは同一の考査項目が多いので、評定にあたっては、事前に監督員 1 から説明を受ける。

(2) 監督員 1 の評定と相違した場合は、監督員 1 及び監督員 2 と協議を行う。

#### 3 出来形

(1) 主たる工種がなく、多工種なため採点が困難な場合は、監督員 1 と同様に最大 3 項目に絞って評定する。(評価は平均値で行う。) なお、工種は監督員 1 と整合を図る。

(2) バラツキの判断は、「出来形及び品質のバラツキ等(様式 5-4)」を参照する。

(3) 対象となる工種が数量精査(出来形確認等)により、設計変更された場合(精算変更のため現場実測値がそのまま設計値となる場合)は、例えば、バラツキが規格値の 50%以内、又は 80%以内で、A または B 評価であっても、評定は D 評価とする。

この場合、D 項目欄の横に「※数量精査による設計変更有り」と記入する。ただし、検査時に測定項目の不足、又は規格値を満足しないものなどが発覚した場合は、この限りでない。

(4) 出来形管理で規格値を一つでも超えるものがあれば、E 評価とする。

#### 4 品質

(1) 多工種なため採点が困難な場合は、監督員 1 と同様に最大 3 項目に絞って評定する。

(2) 品質管理で規格値、試験基準を一つでも超えるものがあれば、「E」評価とする。

#### 5 出来ばえ

(1) 主たる工種がなく、多工種なため採点が困難な場合は、監督員 1 と同様に最大 3 項目に絞って評定する。

(2) 「全体的な美観が良い」という項目には、砂、碎石、土砂、アスファルト合材等の残存物が、コンクリート構造物等へ付着や型枠の脱型忘れがなく、紙、ビニール袋などの撤去、清掃が行き届いていること等を考慮し、判断する。

6 法令遵守は、監督員 1 及び監督員 2 と協議を行ったうえで評価する。

### (工事成績の不良)

第 8 条 工事成績の評定点が 50 点未満であり、F 評価をした場合の不指名の運用は次のとおりとする。

(1) 当該認定をした日から

- ア 工事成績が40点以上、50点未満であるとき。 次の指名を1回外す。
  - イ 工事成績が30点以上、40点未満であるとき。 次の指名を2回外す。
  - ウ 工事成績が30点以下であるとき。 次の指名を3回外す。
- 2 指名を外すのはF評価とされた同一工種とし、前項に規定する1回とは、指名審査委員会で協議された、その日の発注協議案件の総数が1回であり、1件ごとの入札の回数ではない。  
また、手持ち工事が規定件数以上ある場合は、その工事が実施完成し、入札に参加可能になった時点から1回とする。

#### 附則

この要領は、平成22年7月1日以降に発注する建設工事から施行する。